保護者の皆さまへ、

「保育所等を利用する方へのご案内」

が、横浜市より届きました。

案内の内容は下記の一覧です。詳細な内容は、横浜市ホームページ、各区こども家庭支援課にお問い合わせください。

- 1、世帯の状況等があった時の各種申請・届け出の提出についての案内
- 2、現況確認について:年に一回、各世帯の状況を確認するための手続きの案内
- 3、育児休業を取得した場合の保育所等の利用継続についての案内
- 4、延長保育について
- 5、他の保育所への転園について
- 6、その他

特に下記の3点について、横浜市より保護者の方に確認するように依頼されています。このようなときは、速やかに区役所への相談、手続きをお願いします。

- ①お仕事の情況が変ったとき
- ②出産・育児休業に入られるとき
- ③退園するとき(区役所受付日より過去にさかのぼっての利用の取り消しはできません。)

また、保育必要量が変わる予定がある時は、保育園に速やかに申し出てください。横浜市から保育園への連絡は、区役所での手続き後、最大で1か月程度かかります。保育の態勢を整えるためにも、早めの連絡をお願いいたします。

*保育必要量:保育標準時間もしくは保育短時間(利用できる保育時間を認定したもの)